

情報公開条例の一部改定に関する陳情

(総務委員会付託)

受 理 番 号 第 6 5 号

受理年月日 令和 2 年 1 1 月 2 0 日

付託年月日 令和 2 年 1 2 月 9 日

陳 情 者

陳 情 原 文

1 江戸川区の情報公開制度が 2 0 1 6 年 1 2 月 1 日に改定・実施されました。第 5 条第 2 項 (何人も、行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない) 、第 7 条第 2 項 (行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったときは拒否することができる) 、第 1 6 条第 3 項 (閲覧期間の制限) 、第 1 7 条第 1 項 (閲覧に際する行政文書に係る被覆の処理に要する費用の負担) などでした。

2 濫用については、区が濫用の例としてあげた「本年度末に廃棄する予定の文書をすべて請求する」というものでしたが、これは「不開示」として却下されており、改定後も請求していますが、「濫用規定」は使われていません。濫用規定は必要だったのでしょうか。

3 条例改定前より請求件数が 3 分の 1 に減少し、閲覧請求はわずか 4 件に激減しました。この主因は、「被覆費用の閲覧有料化」であると言わざるを得ません。例えば、オンブズマンは、条例改定前は毎年政務活動費の領収書 (約 7 , 2 0 0 枚強) を閲覧し、重要な領収書を選択し、その交付を受けてきました。改定後は、被覆された領収書は約 3 , 8 0 0 枚強あり (3 8 , 0 0 0 円) 、その費用を用意できず、閲覧できなくなりました。このように「被覆費用の閲覧有料化」は、情報公開請求を著しく抑制し、激減する結果を招いたものです。

なお、閲覧期間が 3 か月内では、7 , 2 0 0 枚強を数名が日程調整して (月に 1 ~ 2 回) 、時間内 (平日の 9 時 ~ 1 7 時) に、見終えるのは不可能でした。期間は、6 か月が最低必要であると考えます。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

記

1 第 1 7 条第 1 項のただし書を、第 1 7 条第 2 項に移行・追加する。また、冒頭「ただし」を「さらに」とする。(したがって、具体的な手数料負担は閲覧無料。

(裏面に続く)

交付は1枚10円、ただし、不開示情報を含むため被覆したものは1枚20円。)

2 第16条第3項の「三箇月以内」を「六箇月以内」とする。

(参考)

江戸川区情報公開条例

- ・第16条3 開示決定を受けた者が当該開示決定に基づく行政文書の開示を受ける期間は、第十一条第一項の規定による通知があった日から三箇月以内とする。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りではない。
 - ・第17条 この条例の規定による行政文書の閲覧又は視聴については、無料とする。ただし、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているため、被覆の処理をして開示を実施する場合における当該行政文書に係る被覆の処理に要する費用は、開示請求者の負担とする。
- 2 この条例の規定による行政文書の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。